

ポーツマス講和条約

資料：「御署名原本・明治三十八年・条約十月十六日・日露両国講和条約及追加約款」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03020652300、御署名原本・明治三十八年・条約十月十六日・日露両国講和条約及追加約款（国立公文書館）

書き下しと現代語訳

資料のポイント

第二条

露西亞「ロシア」帝國政府は日本
國が韓國に於て政事上、軍事上及
經濟上の卓絶なる利益を有するこ
とを承認し、日本帝國政府が韓國
に於て必要と認むる指導、保護及
監理の措置を執るに方「あた」り、
之「これ」を阻礙「そがい」し又
は之に干渉せざることを約す。

和及親睦アルヘシ
4 画像目

ロシアが韓国にお
ける日本の優位を認め
た部分です。

露西亞帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ
政事上軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益
ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓
國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及監理
ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之
ニ干渉セサルコトヲ約ス
韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ他ノ外國
ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇セラ

第6条には、「露西亞「ロシア」

「ア」帝國政府は長春（寛城子）旅
順口間の鉄道」を「日本帝國政府
に移転譲渡「つまり引き渡す」す
べきことを約す」とあります。
ここで譲渡された鉄道を基礎と
して南滿洲鉄道株式会社が設立さ
れることになります。

7 画像目

第六條

露西亞帝國政府ハ長春寛城子旅順口間
ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於
テ之ニ附屬スル一切ノ權利特權及財産
及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ
利益ノ為ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ
補償ヲ受クルコトヲナク且清國政府ノ承
諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉譲渡スヘ
キコトヲ約ス

資料について

ポーツマス講和条約（ポーツマス条約／日露講和条約）は、1905年9月5日にアメリカ合衆国ニューハンプシャー州のポーツマスで日本とロシアが調印した日露戦争の講和条約です。この資料は公布（公に発表すること）に関する明治天皇の御署名原本で、公布する際の文書ですから、資料自体の日付は公布日の10月16日（3画像目）となっています。この資料は日本語で書かれていますが、条約の第15条（13～14画像目）によれば、元の条約文は英語とフランス語で作成されており、解釈に差が生じた場合はフランス語文に拠って判断するとされています。

資料の内容

ポーツマス講和条約（3～14画像目）は全部で15条からなります。

全15条項中、まず注目すべきは第2条でしょう。日本が対露戦争を決意した背景には韓国への関心やロシアが韓国へ勢力を拡大するのではないかとの懸念がありましたが、この条項では、日本が韓国において「政事上、軍事上及経済上の卓絶なる利益を有」し、「必要と認むる指導、保護及監理の措置を執る」ことをロシア側が受け入れる旨が定められています。一言でいえば、ロシアは韓国における日本の優位を認めたということです。

第3条は戦場となった満洲からの撤兵について定めていますが、同時にロシアが満洲において「清国の主権を侵害し又は機会均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若「もしくは」は専属的譲与」を保有しないことを声明するとしています。日露戦争以前、ロシアの満洲進出は清の門戸開放・機会均等・領土保全の観点からアメリカ合衆国などによる批判を招いていましたが、この第3条によって形式上、ロシアはその主義を受け入れたのです。

第5条及び第6条は、ロシアが有していた旅順・大連の租借権と東清鉄道南滿洲支線（長春-旅順間）の権利が日本に「移転譲渡」されるとしています。この条項により、日本は三国干渉の際に手放した遼東半島に租借地を獲得するとともに、満洲南部への足掛かりも手に入れることになりました。また第9条では、1875年（明治8年）の樺太・千島交換条約でロシア領となったサハリン（資料では「薩哈噠（サガレン）島」）の南部をロシアが日本に割譲することが定められています。

第11条で、日本側は「日本海、「オコーツク [オホーツク]」海及「ベーリング」海」に隣接するロシア領土の沿岸で漁業を行う権利を与えられたほか、第12条ではロシアに有利な内容であった1895年の日露通商航海条約が日露戦争発生によって「廃止せられたる」ことが認められています。より平等な新しい日露通商航海条約は1907年に締結されることとなります。

日本は以上のような複数の要求をロシアに受け入れさせました。しかし1895年の日清戦争終結の際に結ばれた日清講和条約（下関講和条約／下関条約）のときと異なり、賠償金の受け取りはロシアの強い抵抗によって断念せざるを得ませんでした。